

交 運 甲 達 第 3 号
平成 2 7 年 3 月 2 5 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

実践型安全運転講習実施要領の制定について

交通事故防止対策の一環として、福井県自動車運転免許試験場において行う実践型安全運転講習の実施要領を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、適正な実施について誤りのないようになされたい。

別添

実践型安全運転講習実施要領

第1 目的

この要領は、交通事故防止対策の一環として、福井県自動車運転免許試験場（以下「試験場」という。）において行う普通自動車の実践型安全運転講習（以下「安全運転講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 安全運転講習要領

1 講習日時

安全運転講習は、毎月2回指定する土曜日（原則として第1、第3土曜日とする。）の午前10時から午後3時までの間において、次の講習時限により実施するものとする。ただし、試験場において、他に公式行事等が実施される場合は、実施しないものとする。

- (1) 第1時限 午前10時～午前11時
- (2) 第2時限 午前11時～午後0時
- (3) 第3時限 午後1時～午後2時
- (4) 第4時限 午後2時～午後3時

2 講習場所

試験場コースのうち、運転免許課長が指定する区域（以下「指定コース」という。）とする。

3 講習対象者

安全運転講習対象者（以下「運転練習者」という。）は、18歳以上で、次の各号のいずれかに該当し、同乗して練習を指導できる普通免許以上の免許を有し、かつ、3年以上の運転経験を有する者（以下「同乗練習指導者」という。）を同伴できる者に限るものとする。

- (1) 運転免許所持者で、運転技能の向上を図ろうとする者（ペーパードライバー等）
- (2) 高齢運転者又は初心運転者で、運転技能の向上又は確認をしようとする者
- (3) 運転免許を新たに取得しようとする者で、普通仮免許試験を受験できる程度の運転技能を有する者
- (4) 外国免許から本邦免許に切り替えようとする者

4 講習内容

安全運転講習1時限当たりの講習内容は、次のとおりとする。

(1) 安全運転に必要な知識に関する講習

運転練習者に対し、安全運転に必要な知識に関する講習（別表）をおおむね10分実施するものとする。

(2) 運転練習

運転練習者が、同乗練習指導員の同乗指導のもと、指定コース内において、運転練習をおおむね50分実施するものとする。

5 講習管理員

安全運転講習の実施及び管理を行う職員（以下「講習管理員」という。）を置き、

運転免許課の警察職員をもって充てるものとする。

6 受講人員及び講習時限

- (1) 各時限の受講者は、5名までとする。
- (2) 運転練習者一人当たりの講習時限は原則1時限とするが、受講時限に余裕がある場合は、2時限まで講習できるものとする。

7 運転練習使用車両

運転練習に使用する車両（以下「練習車両」という。）は、運転練習者が持ち込む道路運送車両の保安基準に適合した普通乗用自動車又は軽乗用自動車で、自動車損害賠償責任保険及び損害賠償に有効な任意の自動車保険（補償額が対人7千万円以上、対物3百万円以上）に加入し、かつ、その保険証券を備え付けている車両とする。

第3 安全運転講習の予約

- 1 安全運転講習は予約制とし、運転免許課試験係において受理するものとする。
- 2 予約の受付は、安全運転講習日の1月前から安全運転講習日前日（月曜日から金曜日まで（休日を除く。））までの午前8時30分から午後5時15分までとし、運転練習者が電話又は口頭により申し込むものとする。ただし、同時に複数の講習日の予約はできないものとする。
- 3 予約を受理した時は、運転練習予約簿（別記様式第1号）に必要事項を記載するものとする。
- 4 運転免許課長は、安全運転講習の機会の公平性を図るため、予約の調整を行うことができるものとする。

第4 安全運転講習の受付

- 1 安全運転講習の受付は、講習管理員が各時限のおおむね30分前から行うものとする。
- 2 講習管理員は、受付時に運転練習予約簿と照合の上、運転練習者に安全運転講習申込書（別記様式第2号）を提出させるものとする。
- 3 講習管理員は、安全運転講習申込書を受理する際に次の書類を確認するものとする。
 - (1) 運転免許証又は外国免許証
 - (2) 新たに運転免許を取得しようとする者にあつては、住所、氏名及び年齢を確認できる書類
 - (3) 練習車両の自動車検査証、自賠責保険証及び任意保険証券
 - (4) 同乗運転指導者の運転免許証
- 4 講習管理員は、3により安全運転講習申込書を受理した時は、運転練習者に対して運転練習許可証（別記様式第3号）及び運転練習許可番号票（別記様式第4号）を交付するとともに、運転練習許可証交付簿（別記様式第5号）に必要事項を記載するものとする。

第5 講習管理員の任務

- 1 講習管理員は、運転練習者及び同乗練習指導員に対し、次のことを指示するものとする。
 - (1) 運転練習者は、同乗指導者の同乗指導の下に練習を行うこと。
 - (2) 運転練習許可証に記載された許可条件を厳守すること。

- (3) 運転練習許可証を練習車両のダッシュボードの上に置き、運転練習許可番号票を運転席及び助手席ドアの見やすい位置に表示すること。
 - (4) 他の運転練習者に迷惑を及ぼすおそれのある危険な運転をしないこと。
 - (5) その他講習管理員の指示に従うこと。
- 2 講習管理員は、運転練習の状況を確認し、各種事故防止に努めるものとする。
 - 3 講習管理員は、次のいずれかに該当する場合には、運転練習者の運転練習を中止させることができるものとする。
 - (1) 暴風、豪雨、降雪その他の事由により運転練習を行うことが危険又は困難と判断される場合
 - (2) 運転練習者又は同乗運転指導者が講習管理員の指示に従わない場合

第6 事故発生時の措置等

- 1 講習管理員は、運転練習中に事故が発生した場合は、直ちに運転練習を中止させ、次の措置を執るとともに、運転免許課長に即報するものとする。
 - (1) 負傷者が発生した場合は、直ちに救護し、治療等に必要な措置を講じること。
 - (2) 運転練習者が施設を破損した場合は、当事者の責任において、修理、復旧の措置を講じさせること。
- 2 講習管理員は、事故発生報告書（別記様式第6号）を作成し、運転免許課長に報告するものとする。

第7 実施結果の報告

講習管理員は、安全運転講習の実施結果について、安全運転講習実施結果表（別記様式第7号）により、運転免許課長に報告するものとする。

第8 簿冊等の保存期間

この要領に定める簿冊等の保存期間は、次表のとおりとする。

文 書 名	保存期間
運転練習予約簿	1年
安全運転講習申込書	1年
運転練習許可証	1年
運転練習許可証交付簿	1年
事故発生報告書	5年

別表、別記様式省略